

日本消化管学会支部についての会則

設置

第1条 北海道・東北、関東、北陸・東海・甲信越、近畿、中国・四国、および九州・沖縄の6地区に設置し、事務所を支部長の定めるところに置く。

目的

第2条 各支部は、消化管病学に関する基礎的および臨床的研究の奨励をなし、もって消化管病学の向上発展をはかり、人類の福祉に寄与することを共通目的とする。

事業

第3条 各支部は、前条の目的を達成するため、構成される都道府県において次の事業を行う。

- 1) 消化管疾患の診断、治療に関する教育講演会等の開催
 - 2) 消化管病学に対する社会一般の関心を高めるための講習の実施ならびに講演会の開催
 - 3) その他、支部の目的を達成するために必要な事業
2. 支部事務局は支部長が所属する施設に設置する。

支部会員

第4条 本学会の会員で、かつ、勤務地または居住地の所在による支部の所属とする。

2. 支部会員は、支部の事業および運営に参加する権利を有する。
3. 支部は、会員からの年会費を徴収しない。

役職

第5条 各支部には、次の役職をおく。

- 1) 支部長 1名
- 2) 幹事 20名前後
- 3) 監事 2名以内
- 4) アドバイザー 若干名

第6条 各役職の任期、業務

1) 支部長

1. 各支部の幹事の互選により推薦され、本学会理事会において選出する。
2. 支部長は、理事長が委嘱する。
3. 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。
4. 支部長の任期は、1期2年とし再任を妨げない。ただし、再任は2回（通算6年）までとする。また、この任期の終了日については、任期満了年度に開催される代議員会の終結の時とする。

2) 幹事

1. 原則として本学会代議員の中から支部長が推薦し、本学会理事会において選出される。
2. 幹事は、支部長が委嘱する。
3. 幹事は、支部長の職務を補佐し、支部の運営及び事業等の目的達成に向けて協力する。
4. 庶務幹事、会計幹事、学術・教育幹事各1名を支部長が選出する。
5. 幹事の任期は、1期2年とし再任を妨げない。また、この任期の終了日については、任期満了年度に開催される代議員会の終結の時とする。

3) 監事

1. 原則として本学会代議員の中から支部長が推薦し、本学会理事会において選出される。
2. 監事は、支部長が委嘱する。
3. 監事は、業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査等を実施する。
4. 監事の任期は、1期2年とし再任を妨げない。ただし、再任は2回（通算6年）までとする。また、この任期の終了日については、任期満了年度に開催される代議員会の終結の時とする。

4) アドバイザー

1. 原則として本学会役員（理事、監事）の中から各支部の支部委員が推薦し、本学会理事会において選出される。
2. アドバイザーは、支部長が委嘱する。
3. アドバイザーは、理事会の方針等を支部の運営に反映させ、事業等の目的達成に向けて協力する。
4. アドバイザーの任期は、1期2年とし再任を妨げない。ただし、再任は2回（通算6年）までとする。また、この任期の終了日については、任期満了年度に開催される代議員会の終結の時とする。

支部長会議

第7条 支部長会議を年1回以上開催する。

2. 支部長会議は支部委員会担当理事が招集し、司会を務める。

幹事会

第8条 支部は幹事会を年1回以上開催する。

2. 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席したものとみなす。
3. 幹事会の議長は、支部長とする。
4. 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 役職者の推薦
 - (2) 支部講演会会長等の選出
 - (3) 支部細則の変更
 - (4) その他、支部長が特に必要と認めた事項

支部講演会

第9条 支部教育講演会は年1回以上開催する。

2. 支部教育講演会会長は、幹事会で選出し、支部長が委嘱する。
3. 支部教育講演会会長は、支部教育講演会に関する業務を統括し、かつ、その責任を負う。

会計

第10条 支部の会計は、次の通りとする。

- 1) 支部の収入は本学会の助成金等とし、支出は支部の運営等に要する費用とする。
- 2) 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月末日までとする。
- 3) 支部の予算書は前年の10月中旬までに、支部の決算書は1月中旬までに、本学会事務局

に提出する。

会則・細則の改正等

第 11 条 この会則・細則は理事会の決議により改正することができる。

その他

第 12 条 この会則に定めのない事項は、本学会の規定を準用することとする。

細則

1. 各支部の事業については、学会の活性化や社会福祉に繋がる企画については各支部で検討できる。
2. 支部初年度は、支部委員会に所属する各支部の代表が支部長、幹事、監事を推薦し、理事会で承認を受け選出される。幹事は支部区分の各都道府県から各々1名以上を選出する。なお、発足2年目以降の幹事選出は各幹事会で推薦し選出される。
3. 原則として、本部役員は支部長を兼ねることはできない。
4. 支部役員の定年は本部役員と同様（定款細則 13 条）とする。
5. 支部幹事・監事・アドバイザーが転勤等により異動する場合は、異動先が決まり次第、所属支部及び本学会 事務局に報告する。なお、他の支部に異動する場合は、支部幹事・監事・アドバイザーの資格を原則継続することとする。
6. 会員の所属支部は会員自身で指定できる。本人が指定しない場合は勤務先所在地とする。

附則

この会則は令和 4 年 12 月 9 日より施行する。

（2023 年 9 月 22 日一部変更）

（2024 年 5 月 27 日一部変更）

（2024 年 12 月 19 日一部変更）

（2025 年 6 月 4 日一部変更）